



「簡単にもうかる」というインターネット広告にご注意！

(相談事例)

「簡単にもうかる」というネット広告を見て、情報商材を購入した。その後、事業者から電話があり「有料プランに入らなければもうからない。高額なプランほど色々なサポートが受けられる」といわれ高額な有料プランを契約したが、指示通りに作業してももうからないので解約したい。

(アドバイス)

- ◆簡単にお金を稼ぐことはできません。「簡単に稼げる」「もうかる」という広告を安易に信用しないようにしましょう。
- ◆契約書、広告や購入時の画面等を印刷したもの、事業者とのやり取りの記録、契約に至った経緯などを整理して、消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。クレジットカード決済の場合は、直ちにクレジットカード会社にも連絡してください。

※情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなどと称し、PDFファイル等の様々な形式で販売されているものです。購入するまで内容がわからないため、広告や説明と違い、あまり価値のない情報だったという場合があります。

火災にご注意！！電気ストーブを安全に使いましょう！

寒さが増し、電気ストーブ等の暖房器具の使用機会が増える季節となりました。

一方、暖房器具からの出火による事故も報告されています。

事故を未然に防ぎ、安全に使用するために、今一度、電気ストーブの正しい使い方を確認しましょう。

事故事例

- ・電気ストーブの前に衣類を積み上げて置き、電気ストーブを通電状態にしたまま外出したところ、電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生した。
- ・電気ストーブを使用中、電源コードから火花が出た。

事故を防ぐポイント

- ◆燃えやすい物の近くで電気ストーブを使用しないようにしましょう。火災になるおそれがあります。
- ◆就寝時、外出時やその場を離れる時は、電気ストーブの電源を切りましょう。
- ◆電源コードに大きな力が加わることにより、断線し、火災になるおそれがあります。電気ストーブの電源コードを引っ張ったり、折り曲げないようにしましょう。
- ◆ほこりなどが発火や発熱の原因となる場合があります。電気ストーブや電源コードは定期的に清掃を行い、ほこりやごみを取り除きましょう。
- ◆リコール対象製品の事故が発生しています。リコール対象製品かどうかは、「消費者庁リコール情報サイト (<https://www.recall.caa.go.jp/>)」で確認できます。

参考:「冬の火災は『ゼロ距離』と『ほったらかし』に注意！～電気暖房器具は使う前に点検も！～」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します